

○幕別町公害防止条例
昭和55年11月25日条例第37号
幕別町公害防止条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、公害の防止に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含むものとする。

3 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、又は飛散させる施設であって規則で定めるものをいう。

4 この条例において「規制基準」とは、特定施設から発生し、排出され又は飛散するばい煙等の量、濃度又は大きさの許容限度をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、国、道又は町が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、公害の防止に関する法律又は条例に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、国及び道の実施する施策にあわせ本町の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し及びこれを実施する責務を有する。

2 町は、広域的な公害の防止を図るため必要に応じ、他の地方公共団体とともに、その施策を講ずるように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、公害を発生させることのないよう努めるとともに町その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(監視・測定・調査等の体制の整備)

第6条 町長は、公害防止のために必要な監視・測定・調査等の体制の整備に努めなければならない。

2 町長は、前項の監視を実施するために監視員をおくことができる。

(知識の普及)

第7条 町長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止に関する思想を高めるように努めなければならない。

(公害に係る苦情等の処理)

第8条 町長は、公害に係る苦情があったときは、すみやかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するように努めなければならない。

(資金援助等)

第9条 町長は、中小企業が行う公害の防止のための施設の整備について必要な資金の貸付、あっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第10条 町長は、公害防止のため特に必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。

2 事業者は、町長が前項による協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(自然環境の保護)

第11条 町長は、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

第3章 公害の防止に関する規制

(規制基準の設定)

第12条 町長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 町長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、あらかじめ幕別町公害対策審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守)

第13条 特定施設を設置している者は、当該特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置等の届出)

第14条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 一の施設が特定施設となった際現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第15条 前条第1項の規定による届出をした者又は同条第3項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 町長は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（承継）

第16条 第14条第1項又は第2項の規定による届出した者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出した者の地位を承継する。

2 第14条第1項又は第2項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、当該届出した者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第14条第1項又は第2項の規定による届出した者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第17条 町長は、特定施設から発生し、排出され又は飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第18条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善を命ずることができる。

（停止命令）

第19条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（事故時の措置）

第20条 事業者は、工場等において事故によりばい煙等が著しく発生し、排出され若しくは飛散したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、町長に通報し、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

（ばい煙等発生施設の管理）

第21条 事業者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設を適正に管理しなければならない。

（緩衝地帯等の設置）

第22条 事業者は、公害の防止に資するよう工場等の周囲に緩衝地帯、へいその他の設備を設けるように努めなければならない。

（産業廃棄物の処理）

第23条 事業者は、公害の防止に資するようその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

（規制基準の定めのない公害の防止に関する勧告）

第24条 町長は、他の法令、若しくはこの条例により規制基準が定められていないばい煙等又は他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない工場等から発生するばい煙等により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させている者又は発生させるおそれがある者に対し当該公害の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第4章 生活障害行為の制限等

（夜間の静穏保持）

第25条 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）において必要以上の音量を発生させないように努めなければならない。

(自動車の管理義務等)

第26条 何人も、駐車場、車庫、路地及び空地で、夜間又は早朝(午前6時から午前7時までの時間をいう。)において、自動車等のエンジンを始動させたまま放置するなどによってその周辺の静穏を害してはならない。

(焼却不適物等の焼却の制限)

第27条 何人も、住居が集合している地域においては、著しいばい煙、有害ガス又は悪臭を発生するおそれのある物を焼却してはならない。

(屋外作業の制限)

第28条 事業者は、屋外での作業に当っては、著しい騒音、振動、粉じん又は悪臭を発生させることのないように努めなければならない。

(農薬の使用及び処理)

第29条 農作物、森林その他の農産物を害する動植物の防除のために薬剤を使用し又は処理する者は、規則で定める使用基準及び処理方法を遵守する等、水質の汚濁、土壌の汚染等を生じさせないように適切な措置を講じなければならない。

(畜舎の管理等)

第30条 畜舎を設置する者は、畜舎及びその附帯施設を整備するとともに、常に衛生的な管理を行い、汚物、汚水等の処理に当っては水質の汚濁、悪臭等を生じさせないよう適切な措置を講じなければならない。

(生活障害行為の防止に関する勧告)

第31条 町長は、前6条の規定に違反する行為により住民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、その違反の行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第5章 公害対策審議会

(審議会の設置等)

第32条 町の公害対策に関する事項を調査審議するため幕別町公害対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、公害対策に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、公害対策に関し、必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織)

第33条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は学識経験者のうちから町長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第36条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

(専門委員)

第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第6章 雑則

(報告及び検査)

第38条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定施設を設置する工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任規定)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第40条 第18条又は第19条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第5章の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成4年3月23日条例第11号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。